

八尾市社会福祉法人

・社会福祉施設等指導監査要綱及び指導監査実施方針について

八尾市社会福祉法人等指導監査要綱	1
令和6年度八尾市社会福祉法人指導監査実施方針	4
八尾市社会福祉施設等指導監査実施要綱	7
令和6年度八尾市社会福祉施設等指導監査実施方針	10

八尾市社会福祉法人等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に規定する社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人（以下「法人」という。）の運営に係る指導監査を統一的かつ効率的に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の目的)

第2条 指導監査は、法人の運営全般について、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業等の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

(指導監査の根拠法令)

第3条 この要綱による指導監査は、法第56条第1項及び第144条に基づき実施するものとする。

(指導監査の方針)

第4条 指導監査に当たっては、指導監査の意義及び目的を十分理解し、画一的、形式的な指導監査に陥ることのないように配慮し、単に問題点の指摘にとどまることなく、総合的評価に努め、法人の運営水準の向上のため、具体的な助言、指導を行うよう努めるものとする。

(指導監査の区分及び実施方法)

第5条 指導監査は、一般監査及び特別監査に区分し、その実施方法は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般監査は、年度当初に策定する監査実施計画に基づき、原則としてすべての法人に対し、定期的に実施する。
- (2) 特別監査は、次の場合に随時実施する。
 - ア 正当な理由がなく一般監査を拒否したとき。
 - イ 法人の運営に重大な問題があるとき。
 - ウ 度重なる一般監査による指導にもかかわらず是正又は改善が行われな

いとき。

エ その他法人の運営上、特に市長が必要と認めるとき。

（関係行政機関との連携）

第6条 指導監査に当たっては、社会福祉施設等を所管する関係課及び関係行政機関と密接な連携を図るとともに、実施方法その他必要な事項について協議及び調整を行うものとする。

（指導監査の方法）

第7条 指導監査は、次の各号に定める方法により実施する。

(1) 指導監査の実施に当たっては、原則として、実施日の概ね3週間前までに、法人の代表者に対し、実施日時、指導監査を受ける際に準備すべき資料その他必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、特別監査については、実施の都度、通知するものとする。

(2) 指導監査は、法人又は社会福祉施設の事務所等において、複数の職員により行うものとする。

（実施上の留意点）

第8条 指導監査の実施に当たっては、公正不偏かつ指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と協力が得られるよう配慮するものとする。

（講評）

第9条 指導監査の講評は、指導監査の終了後、関係当事者に対して行うものとする。

（指導監査結果の通知）

第10条 指導監査の結果は、報告書を作成し、決裁処理の後、当該法人の代表者に対し文書により通知するものとする。

（指導監査後の措置）

第11条 指導監査の結果、是正又は改善を指示した事項については、当該法人による自主的な是正又は改善を指示した事項を除き、文書により改善報告書の提出を求めるものとする。

（身分を示す証明書）

第12条 指導監査を行う職員は、市長が発行する社会福祉法人等検査証（様式

第 1 号) (様式第 2 号) を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、指導監査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年度 八尾市社会福祉法人指導監査実施方針

1 趣旨

この方針は、関係法令及び通知等に基づいて、各年度における指導監査の重点項目等を明確にし、計画的に指導監査を実施するために策定する。

2 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保が図られるよう、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日、雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）の別紙「指導監査ガイドライン」に基づき指導監査を実施する。

3 主な指導項目

- (1) 法人の運営管理体制の確立
- (2) 資産管理の適正化
- (3) 会計経理の適正運用
- (4) その他、特に重点的に指導すべき項目

4 実施方針

(1) 対象

社会福祉法に基づき認可された市が所管する社会福祉法人

(2) 実施形態

(ア) 実施方法

原則として、法人本部に赴き、実地において実施する。また、必要に応じ、法人の関係者等からの聞き取りにより実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 班当たり、2 名以上及び必要に応じて会計監査専門員も含め編成す

る。

(エ) 実施通知

原則として、指導監査を実施する3週間前までに通知する。

ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮する（当日通知を含む。）。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、当該指導監査を実施する1月前に決定する。

(カ) 並行監査

法人が所管する施設等において指導監査が実施される場合、当該指導監査と並行的に法人本部についての指導監査の実施を検討する。

(キ) 指導の結果通知等

- 1 指導監査の結果については、「指導監査の結果について（以下「指導結果通知」という。）」により、当該法人に対して、通知する。
- 2 指導監査の結果、改善を要する事項が見受けられる場合は、前項の指導結果通知において、該当する運営基準等の項目、根拠法令、改善を要する事項及び改善すべき内容等を明示し、八尾市長の定める日までに「指導監査改善報告書（以下「改善報告書」という。）」の提出により、改善状況を報告させるものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、改善状況の一部または全部について不十分な事項等（以下「当該事項等」という。）があつて、止むを得ない事情が認められる場合に限り、指導監査の実施日から遅くとも6月以内に、当該事項等について改善状況報告を行うよう指導するものとする。
- 4 指導監査の実施日から6月が経過した時点で、改善報告書の提出を促したにも関わらず、これに従えないことが明らかな場合には改めて指導監査を行うことができる。

(3) 選定方針

(ア) 基本方針

大きな問題がある法人を監査対象とするとともに、法人運営における関係法令の遵守状況や、事業経営における積極的な取組み等の評価を参

考に対象法人を選定し、メリハリのある指導監査を実施する。

(イ) 選定時点

原則として、令和6年4月1日時点で認可されている法人とする。

(ウ) 選定方法

a 懸案事項を抱える法人

運営全般について重大な指導（指摘）を行った法人については、問題の早期解決と適正な法人運営を確保するために、施設主管課と緊密な連携のもとに、継続的かつ重点的な指導監査を実施する。

b 新設の法人

新設の法人については、適正な法人運営に資するために、早期に初期指導を実施する。

c その他指導監査の実施が必要と判断される法人

各法人の運営状況を踏まえて、良好な法人の運営が図られるよう、指導監査を実施する。

5 改善状況の確認

指導監査の結果、法人及び施設に対し文書により改善指導を行った事項については、改善状況が確認できる挙証資料の添付を義務付け、監査結果通知到着後おおむね1月後までに、改善報告を求める。

未改善事項のある場合は、書面又は関係者からの聴取により、改善できなかった理由を明らかにさせるとともに、改善時期を明確にさせる。

なお、未改善事項について、改善時期や改善のための方向性・方策等を示さない場合は、継続して指導監査を実施するものとする。

6 その他

その他、必要な事項は別途定めることとする。

八尾市社会福祉施設等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉事業を経営する者に対する指導及び監査（以下「指導監査」という。）についての基本的事項を定める。

(指導監査の目的)

第2条 指導監査は、社会福祉事業の運営全般について、関係法令、関係通知等に基づき適正に運営されているかを審査し、必要な助言及び指導を行うことにより、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保を図ることを目的とする。

(指導監査の対象及び根拠法令)

第3条 この要綱による指導監査は、次の各号に定める施設及び事業（以下「社会福祉施設等」という。）について、各法令に基づき実施するものとする。

- (1) 母子生活支援施設（児童福祉法第46条）
- (2) 養護老人ホーム（老人福祉法第18条）
- (3) 特別養護老人ホーム（老人福祉法第18条）
- (4) 軽費老人ホーム（社会福祉法第70条）
- (5) 障害者支援施設（社会福祉法第70条）
- (6) 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業（社会福祉法第70条）
- (7) 放課後児童健全育成事業（児童福祉法第34条の8の3）
- (8) 地域子育て支援拠点事業（社会福祉法第70条）
- (9) 一時預かり事業（児童福祉法第34条の14）
- (10) 小規模保育事業（児童福祉法第34条の17）
- (11) 病児保育事業（児童福祉法第34条の18の2）
- (12) 助産施設（児童福祉法第46条）

(13) 保育所（児童福祉法第46条）

(14) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条）

(15) 老人福祉センター（社会福祉法第70条）

(16) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、宿泊所その他の施設を利用させる事業（社会福祉法第70条）

(17) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業（社会福祉法第70条）

(18) 隣保事業（社会福祉法第70条）

（指導監査の方針）

第4条 指導監査に当たっては、その意義及び目的を十分理解し、画一的、形式的なものとならないように配慮し、単に問題点の指摘にとどまることなく、社会福祉施設等の運営水準の向上のため、具体的な助言、指導を行うよう努めるものとする。

（指導監査の区分及び実施方法）

第5条 指導監査は、一般監査及び特別監査に区分し、その実施方法は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般監査は、年度当初に策定する監査実施計画に基づき、原則としてすべての社会福祉施設等に対し、定期的に実施する。

(2) 特別監査は、次の場合に随時実施する。

ア 正当な理由なく一般監査を拒否したとき。

イ 施設等の運営に重大な問題があるとき。

ウ 度重なる一般監査による指導にもかかわらず是正又は改善が行われな
いとき。

エ その他施設等の運営上、特に市長が必要と認めるとき。

2 指導監査の具体的な実施方法は、別に定める。

（関係行政機関との連携）

第6条 指導監査に当たっては、社会福祉施設等を所管する関係課及び関係行政機関と密接な連携を図るとともに、実施方法その他必要な事項について協

議及び調整を行うものとする。

（実施上の留意点）

第7条 指導監査の実施に当たっては、公正不偏かつ指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と協力が得られるよう配慮するものとする。

（講評）

第8条 指導監査の講評は、指導監査の終了後、関係当事者に対して行うものとする。

（指導監査の結果通知）

第9条 指導監査の結果は、報告書を作成し、決裁処理の後、当該社会福祉施設等を運営する法人の代表者に対し文書により通知するものとする。

（指導監査の後の措置）

第10条 指導監査の結果、是正又は改善を指示した事項については、当該社会福祉施設等による自主的な是正又は改善を指示した事項を除き、文書により改善報告書の提出を求めるものとする。

（身分を示す証明書）

第11条 指導監査を行う職員は、市長が発行する社会福祉法検査証及び指導監査を実施する社会福祉施設等の根拠法令に基づく検査証を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、指導監査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月4日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

令和 6 年度 八尾市社会福祉施設等指導監査実施方針

1 趣旨

この方針は、関係法令及び通知等に基づいて、各年度における指導監査の重点項目等を明確にし、計画的に指導監査を実施するために策定する。

2 基本方針

指導監査は、利用者の支援及び尊厳の保持のため、八尾市社会福祉施設等指導監査実施要綱（以下「要綱」という。）第 3 条各号に定める施設及び事業（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業の運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立ったサービス等の提供及び質の向上を図ることを目的として実施する。

3 主な指導項目

- (1) 適切な利用者支援の確保
- (2) 必要な職員の確保と職員処遇の充実
- (3) 会計経理の適正運用
- (4) その他、特に重点的に指導すべき項目

4 実施方針

(1) 対象

本市に所在する社会福祉施設等

(2) 実施形態

(ア) 実施方法

原則として、社会福祉施設等に赴き、実地において実施する。また、必要に応じ、設置者若しくは管理者等からの聞き取りにより実施する。

(イ) 実施単位

社会福祉施設等を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 班当たり、2 名以上及び必要に応じて会計監査専門員も含め編成する。

(エ) 実施通知

原則として、指導監査を実施する3週間前までに通知する。

ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮する（当日通知を含む。）。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、当該指導監査を実施する1月前に決定する。

(カ) 並行監査

設置主体が本市所管である社会福祉法人において指導監査が実施される場合、当該指導監査と並行的に社会福祉施設等についての指導監査の実施を検討する。

また、同一法人が運営する社会福祉施設等についても並行的に指導監査の実施を検討する。

(キ) 指導の結果通知等

- 1 指導監査の結果については、「指導監査の結果について（以下「指導結果通知」という。）」により、当該社会福祉施設等に対して、通知する。
- 2 指導監査の結果、改善を要する事項が見受けられる場合は、八尾市長の定める日までに「指導監査改善報告書（以下「改善報告書」という。）」の提出により、改善状況を報告させるものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、改善状況の一部または全部について不十分な事項等（以下「当該事項等」という。）があつて、止むを得ない事情が認められる場合に限り、指導監査の実施日から遅くとも6月以内に、当該事項等について改善状況報告を行うよう指導するものとする。
- 4 指導監査の実施日から6月が経過した時点で、改善報告書の提出を促したにも関わらず、これに従えないことが明らかな場合には改めて指導監査を行うことができる。

(3) 選定方針

(ア) 基本方針

大きな問題がある社会福祉施設等を監査対象とするとともに、事業運

営における関係法令の遵守状況や、事業経営における積極的な取り組み等の評価を参考に対象社会福祉施設等を選定し、メリハリのある指導監査を実施する。

(イ) 選定時点

原則として、令和6年4月1日時点で事業を行っている施設とする。

(ウ) 選定方法

a 懸案事項を抱える社会福祉施設等

運営全般について重大な指導（指摘）を行った社会福祉施設等については、問題の早期解決と適正な法人運営を確保するために、施設主管課と緊密な連携のもとに、継続的かつ重点的な指導監査を実施する。

b 新設の社会福祉施設等

新設の社会福祉施設等については、適正な事業運営に資するために、早期に初期指導を実施する。

c その他指導監査の実施が必要と判断される社会福祉施設等

各社会福祉施設等の運営状況を踏まえて、良好な社会福祉施設等の運営が図られるよう、指導監査を実施する。

5 改善状況の確認

指導監査の結果、社会福祉施設等に対し文書により改善指導を行った事項については、改善状況が確認できる挙証資料の添付を義務付け、監査結果通知到着後おおむね1月後までに、改善報告を求める。

未改善事項のある場合は、書面又は関係者からの聴取により、改善できなかった理由を明らかにさせるとともに、改善時期を明確にさせる。

なお、未改善事項について、改善時期や改善のための方向性・方策等を示さない場合は、継続して指導監査を実施するものとする。

6 その他

その他、必要な事項は別途定めることとする。